

基本的方向性3 安全・安心な学びの場づくり

子どもたちの豊かな学びや体験の場となる学校生活や教育活動は、安全・安心な環境が土台となっ
てはじめて成り立つものです。その中で、子どもたちは主体的に学び、他者と協働しながら、「生
きる力」を養い成長していくことが期待されています。

しかし昨今、社会情勢の変化により、社会環境や家庭環境など、子どもたちを取り巻く環境は複
雑化、多様化しており、子どもの心身や人間関係など、多方面に影響を及ぼしています。子どもが
安心して学べる環境を整えるためには、いじめや児童虐待の未然防止や早期対応、不登校児童生徒
への対応、様々な悩みや不安を抱えた子どもたちの心のケアなど、幅広い取組が必要です。

誰一人取り残すことなく、子どもたちの健やかな学びを実現するため、教職員の子ども理解に基
づく指導力や専門性の向上を図るとともに、学校・教職員が、心理や福祉、法律などの専門家や関
係機関と連携・協働しながら、一人ひとりの子どもにきめ細かく対応できる体制の整備に取り組み
ます。また、子どもがいじめ等の被害者にも加害者にもならないための取組を推進します。

一方、学校内外で子どもに関わる事件、事故が全国各地で発生しています。加えて、近年、地震
や台風などの自然災害も増加しています。子どもたちの身の安全を確保するための取組が必須であ
り、学校内外での安全対策をはじめ、安全教育や防災教育等に取り組みます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、学校や教育のあり方は大きな転換期を
迎えています。子どもの安全確保の観点から、感染症対策を徹底しながら、学校園の教育活動を実
施していきます。

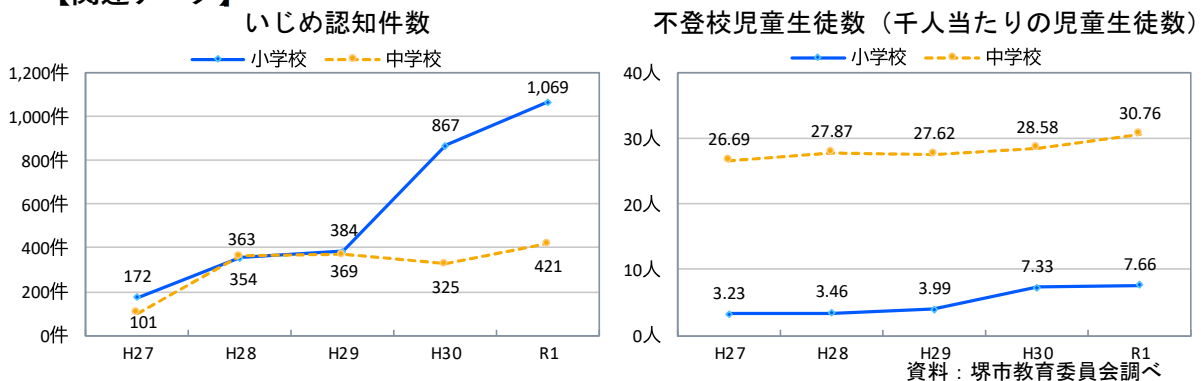
なお、本市では、女性や子どもをはじめ、すべての人にとって安全・安心に暮らせる社会の実現
のために「セーフシティさかい」の取組を進めており、「安全・安心な学びの場づくり」の観点から
も様々な教育施策を進めていきます。

基本施策 11 えがおあふれる学びの場づくり

現状と課題

- 本市におけるいじめの認知件数は、近年増加傾向となっていますが、いじめの初期段階から対応することが大切であることから、早期発見に向けて、より一層積極的な認知を図る必要があります。いじめは決して許されない行為である一方で、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであるという認識のもと、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要です。
- SNS などの閉鎖された空間で発生するいじめ等に対応するためには、子どもが相談しやすい仕組みの構築、情報モラル教育の充実が必要です。
- 本市における不登校児童生徒数は、近年増加傾向となっています。新たな不登校が生じないよう魅力ある学校づくりや、子ども一人ひとりの居場所づくり等の取組を進めるとともに、不登校児童生徒に対する多様な学びの場の確保及び充実が必要です。
- 学校内での暴力行為の発生件数は、中学校では減少傾向、小学校では増加傾向にあり、小学校における生徒指導体制の充実が必要です。
- 子どもの問題行動等には、子どもの発達課題等が背景にある場合や、家庭等の子どもを取り巻く環境が、子ども自身の問題と複雑に絡み合っている場合があります。教職員の子ども理解に基づく指導力や専門性を向上させ、心理や福祉、法律などの専門家や関係機関と連携・協働した対応が必要です。
- SNS の普及などにより、子どもが性暴力被害にあう事案が全国的に発生しており、性暴力被害の未然防止と適切な対応が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめ、社会情勢の変化など、子どもを取り巻く環境の変化により、悩みや不安、ストレスを抱えている子どもの心のケアについて、支援する体制を整える必要があります。

【関連データ】



■施策の方向性

- ▶ すべての子どもたちが安心して、いきいきと学べる環境づくりに取り組みます。
- ▶ 「誰一人取り残さない」という理念のもと、いじめや不登校、児童虐待などの未然防止・早期発見のために、教職員が一人ひとりの子どものサインを見逃さず、積極的な生徒指導を実施していくとともに、教育相談体制の充実や学校における組織的な対応を図ります。
- ▶ 教職員だけでは解決が困難な課題に対応するため、心理や福祉、法律などの専門家や関係機関、地域等が連携して対応できる体制を整備し、「チーム学校」による早期対応、早期解決を図ります。
- ▶ SNS等を通じたいじめや性暴力被害などの未然防止に向け、情報モラル教育をはじめとした予防的な指導の充実に努めます。
- ▶ 不登校や病気療養など、様々な理由で登校できない児童生徒の支援においては、多様な学習機会を確保する取組を推進し、個々の状況に応じた支援や学習環境を提供できるよう取り組みます。

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対し「当てはまる」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 88.9% 中3 81.0%	小6 100% 中3 100%
いじめアンケート(年3回以上(学期に1回以上))の結果を、その都度「学校いじめ防止等対策委員会」で共有し、対応した小中高等学校の割合 (堺市教育委員会調べ)	—	100%
不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等*での相談・指導等を受けた人数の割合 (堺市教育委員会調べ)	59.6%	100%

<参考指標> ・ いじめ認知件数(千人当たりの件数)

現状値(令和元年度): 小学校 24.6 件、中学校 20.1 件(堺市教育委員会調べ)

・ 不登校児童生徒数(千人当たりの児童生徒数)

現状値(令和元年度): 小学校 7.7 人、中学校 30.8 人(堺市教育委員会調べ)

※ 不登校児童生徒の学校復帰や学習面、生活面等について支援するために相談・指導を行う専門職や専門機関で、学校内においては養護教諭やスクールカウンセラー等、学校外においては適応指導教室や児童相談所、民間施設(フリースクール)等をさします。

■主な取組

◇いじめや不登校の未然防止

児童生徒が互いのよさや多様性を認め合うことのできる授業づくり等を通じて、いじめや不登校などの未然防止に努めます。

また、中学校区における生徒指導に連続性と一貫性をもたせ、生徒指導主事を中心とした生徒指導体制のもと、子どもの状況を的確に把握し、課題を抱える子どもにきめ細かに対応します。

◇いじめ対応の徹底

「堺市いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

教職員がいじめの定義を正確に理解し、子どもの発するサインを見逃さず、いじめの初期段階から積極的に認知していくことで、早期対応につなげます。

いじめの対応にあたっては、学校全体で情報共有し、組織的な対応を徹底します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家や関係機関と連携し、チームによる早期解決を図ることができるよう支援体制を充実します。

いじめの重大事態の対応にあたっては、被害児童生徒や保護者の意向等をふまえ、第三者委員会である堺市いじめ防止等対策推進委員会において中立・公正な調査を行うなど、被害児童生徒や保護者に寄り添った真摯な対応と再発防止策に取り組みます。

また、子ども青少年局や区役所等の関係部局との連携を強化し、早期解決に向けた対応の充実を図ります。

◇教育相談体制の充実

子どもや保護者、教員を対象とした面接や電話相談を行う教育相談窓口の専門性を向上し、児童福祉、精神保健など専門機関との連携を充実します。

また、子どもの変化を見逃さないための教職員の「受け止める力」や対応力を向上させ、養護教諭やスクールカウンセラーを核とした子どもの心のケアに取り組みます。

さらに、SNS を活用した相談窓口を含め、子どもが相談しやすい体制の拡充を図り、また、区役所において、家庭教育や学校生活などの子どもに関する悩みに対応し、学校や関係機関などと連携した課題解決に取り組みます。

◇不登校、病氣療養児童生徒等への支援の充実（再掲）

不登校や病氣療養など、様々な理由で登校できない児童生徒一人ひとりの状況に応じて、学習や学校生活に関する不安を解消し、円滑な復帰につなげる取組を行います。また、学校復帰や社会的自立に向けた指導・援助を行う適応指導教室のほか、ICTを活用した学びの支援や、民間施設（フリースクール）との情報共有などの連携により、不登校や病氣療養中の児童生徒等の多様な教育機会の確保を推進します。

◇児童生徒の学びを通じた取組

子どもが自分自身の大切さを自覚するとともに、虐待、暴力行為、いじめ、セクシャル・ハラスメントなどの危機から自らを守るためのスキルを学び、たくましく生きていくための力を養います。

また、児童生徒への情報モラルに関する指導を推進するとともに、スマートフォン等のルールについて、保護者に対する啓発を行います。

◇性暴力被害の防止

堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会と連携しながら、子どもたちが性暴力の被害者にも加害者にもならないための当事者意識の啓発を行います。また、学校園・教職員向けの性暴力被害の未然防止と適切な対応に向けたガイドラインを活用し、教職員の知識と対応スキルを高めます。

また、児童生徒や保護者に対し、校内や専門機関等の相談窓口の周知に取り組みます。

◇児童虐待への迅速で適切な対応

教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待への適切な対応に向けて、教職員の資質能力の向上や意識の高揚に努め、早期発見・早期対応を図ります。虐待が疑われる子どもについては、学校全体で状況を把握・共有し、スクールソーシャルワーカーなどを有効に活用しながら、区役所や子ども相談所などの関係機関と連携し、的確かつ適切に対応します。

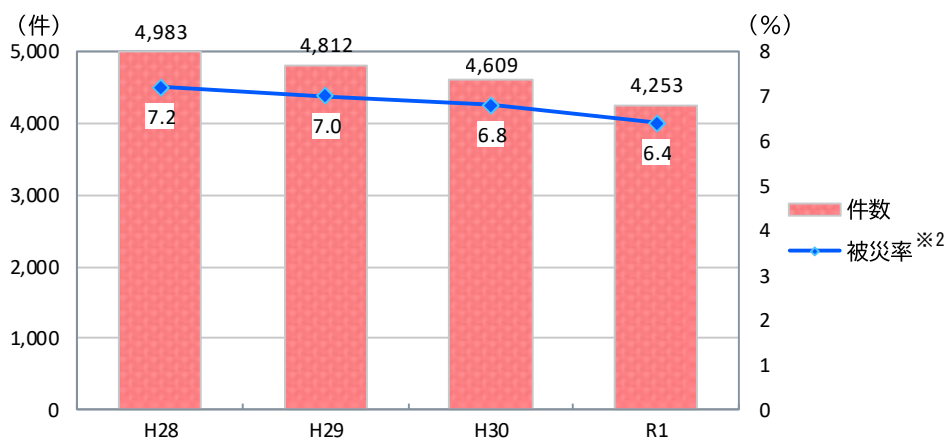
基本施策 12 子どもの安全確保

現状と課題

- 学校管理下において、子どもに関する様々な事故や事件が全国的に発生しており、教職員の危機管理意識の高揚や危機対応能力の向上を図ることが求められています。
- また、登下校中に子どもが交通事故にあったり、犯罪に巻き込まれたりする事件も全国的に発生しており、警察や地域の見守り活動等と連携した通学路の安全対策や、子どもの発達段階に応じた安全教育の徹底が必要です。
- 近年、地震や台風、集中豪雨、猛暑などの自然災害が各地で発生しています。大規模災害は起こりうるものと常に意識し、学校の防災機能や施設の防災対策を強化すること、また、防災教育により子どもたちの防災意識を高めることが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症のリスクと向き合いながら、教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障していくため、学校園において感染症対策を徹底し、感染及び拡大のリスクを可能な限り低減していく取組が必要です。

【関連データ】

堺市立学校園の管理下における事故発生件数
(日本スポーツ振興センター災害共済給付件数※1)



資料：堺市教育委員会調べ

※1 当該年度中に最初に医療費の給付を行った災害の件数。

※2 件数を在籍幼児児童生徒数で除し、100を乗じたもの。

■施策の方向性

- ▶ 子どもたちが安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、学校における安全対策を徹底します。また、自然災害や交通事故、犯罪、感染症などの様々な危険に備え、地域や関係機関等と連携しながら、子どもの安全を確保する取組を実施します。
- ▶ 安全教育や防災教育を通して、子どもの安全意識や防犯・防災対応能力の育成を図ります。

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
堺市立学校園の管理下における事故被災率※ (堺市教育委員会調べ)	6.4%	各年度において、前年度を下回る

■主な取組

◇学校安全の推進

各学校園で、学校施設等の安全点検や幼児児童生徒に対しての安全指導を計画的に行うための学校安全計画に基づき、定期的な検証・改善を行いながら、全教職員の共通理解のもと、子どもの安全管理と事故防止の徹底を図ります。

また、自然災害のリスクを事前に想定し、自然災害から子どもの安全を確保するため、各学校園で避難計画を定めるとともに、定期的に避難訓練などを実施します。

◇登下校における交通安全や防犯対策の徹底

登下校時の安全対策として、地域のボランティアやPTAで支えられている見守り活動の推進や、地域、関係機関と連携した子どもの安全確保を図ります。

また、教育委員会と警察との連携協定に基づき、登下校等における犯罪被害防止に向けた情報共有や安全対策にかかる協力体制を強化します。

◇安全教育、防災教育の推進

生活安全や交通安全などについて、子どもの発達段階や地域の実情に応じて、系統的・体系的な安全教育を推進します。

また、災害はいつでも起こり得るものと捉え、「自分の命は自分で守る」という観点から、子どもの発達段階に応じ、自ら考え主体的に行動できる「自助」の力を育成します。さらに、「共助」の観点から、地域社会での防災活動を通じた助け合いの心を育むなど、防災教育を推進します。

※ 日本スポーツ振興センター災害共済給付件数（当該年度中に最初に医療費の給付を行った災害の件数）を在籍幼児児童生徒数で除し、100を乗じたもの。

◇安全・安心でおいしい学校給食の提供

0157 堺市学童集団下痢症の発生を教訓として、「学校給食衛生管理基準」を遵守し、安全・安心を第一に、子どもたちが楽しく食事ができるおいしい学校給食を提供します。

また、食物アレルギーを有する児童生徒の誤配・誤食事故防止を徹底し、適切な除去食の提供を行います。

◇感染症対策の徹底

子どもたちや教職員等一人ひとりの感染症予防策の徹底や、適切な校内環境の整備を行います。また、授業や給食、部活動、学校行事などの教育活動上の留意点をふまえた対策を行うことで、学校園における感染リスクを低減し、子どもたちが安全に学べる教育環境の確保に努めます。